**「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び**

**説示又は助言の実施に関する指針（案）」に対する府民意見等と大阪府の考え方**

**【募集期間】　令和６年２月８日（木曜日）から令和６年３月８日（金曜日）まで**

**【募集方法】　「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、電子申請、郵送、ファクシミリのいずれかによりご意見等を提出いただく方法で募集しました。**

**【意見件数】　6者（団体を含む）から10件（うち意見の公表を望まないもの2件）のご意見をいただきました。寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。**

| **No** | **ご意見等の趣旨** | **大阪府の考え方** |
| --- | --- | --- |
| **１** | ２（２）ア（ウ）プライバシー侵害　について  「共通の属性」を列挙しているなかに「同和地区の出身であること」を書いているが、これは「あるべからざる属性」（法務省「依命通知」権調第123号）であり、掲載は不適切。せめて条例のとおり「社会的身分、門地」とすべき。  「同和地区の居住者や出身者であるか否かを容易に特定することができ」という文は、現在も「同和地区」があり「居住者」がいるということになり不適切。  さらに、この説明では、ネットに流れている情報をもとに「同和地区」を知ることができますよと大阪府が公認していることになり問題がある。 | お示しの平成30年12月27日付け法務省権調第123号法務省依命通知では、「部落差別は、…差別を行うこと自体を目的として政策的・人為的に創出したものであって、本来的にあるべからざる属性に基づく差別」であるにもかかわらず、「このような身分差別が廃止され」た現在もなお、「その地域の居住者、出身者等」に対する「否定的な評価」が、国民の一部に残っていることが指摘されています。  このような状況のもと、府ではこれまでも「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を施行し、「同和地区に居住していること又は居住していたことを理由になされる…差別事象」に対応するため、部落差別につながる調査・報告をなくすなどの取組みを進めてきたところであり、近年、インターネット上においていわゆる同和地区の識別情報の摘示などの差別事象が発生していることを踏まえ、本指針を策定することとしたものです。 |
| **２** | ２（３）「被害者からの申出があったときその他必要があると認めるとき」について  アの被害の拡大防止、回復を図ることが困難である場合のところは現状、今のネット環境、パソコン環境等では、個人で拡大防止するとか（すぐに世界中に流れる）、回復を図る（どうやって回復をしなさいというのか？裁判とか？個人で回復しなさいというのは現実としてはほとんど不可能、時間的にも）ような表現は控えて、もう少しポイントをはっきりさせて分かりやすく、実効性をもっと高める必要があると思う。  　　※審議会の答申は、時代とズレていると思うし、甘いと思うので、大阪府は積極的に指針なので踏み込んでほしいと思う。 | 府では、被害者への対応にあたっては、まず被害者自身の自主的な被害の拡大防止・回復の支援を行うことを原則としており、大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」において、プロバイダに対する削除要請手続きの助言や無料の法律相談等を行っています。このため、特定の個人である被害者が、削除の要請を行ってもなお削除がなされず、府に対応を求める場合に、削除の要請等を実施することとしています。 |
| **３** | ２（３）「被害者からの申出があったときその他必要があると認めるとき」について  中でも「その他必要があると認めるとき」では、「情報提供があった場合など被害者による自主的な被害の拡大防止・回復を促すことが見込めないときにおいては、被害者からの申出を前提とせず、府において削除の要請等を実施する」こととしています。この際の「情報提供」とは、府内に所在する個人、団体等を指しているものと考えますが、他府県からの情報提供に対してもご対応いただくよう提案いたします。当団体で勉強会をした折、隣接する自治体（他府県）に大阪府内の関係者等からも、大阪府内の事案について削除要請を求める相談が寄せられていると伺いました。大阪府の自治体ではモニタリングを実施していないのがほとんどだからだと考えます。  また、（３）に関して同和地区情報の摘示を参考に記載されていますが、対象となる情報は「（２）不当な差別的言動に係る侵害情報」と理解してよろしいでしょうか。「被害者による自主的な被害の拡大防止・回復を促すことが見込めないとき」とされていますので、インターネットリテラシー問題を抱えるなど、被害者本人による申出が困難な場合、代理した個人、団体による情報提供も想定しているものと解してよろしいでしょうか。  あわせて「その他必要があると認める」のは、府の関係部局が判断されることになるのでしょうか。被害者の救済・支援に関わって迅速性も求められているところですが、「昨今のインターネット上の人権侵害の状況や裁判例等を踏まえながら（中略）考慮しながら検討する必要（答申「はじめに」から引用）」と、改正条例に基づく取り組みの透明性を確保する観点から、別途、新たな機関（あるいは答申案を審議された「差別解消部会」の改編）」の整備を検討してください。その際、当事者の意見を反映する機会も整備することを要望します。 | ２（３）イでお示ししている「特定の地区がいわゆる同和地区である、又はあったとする情報の摘示」については、他府県からの情報提供であっても、条例第12条の対象となります。  なお、「特定の個人」に関する情報は、２（３）ア（被害者からの申出があったとき）により対応することとし、被害者（親権者等の代理人を含みます。以下、本段落において同じ。）からの申出が必要です。この場合、やむを得ない事情により、被害者による自主的な対応が困難な場合は、府が削除の要請等を実施することも想定しています。  また、削除要請や説示・助言については、裁判例や学説を踏まえ、侵害情報について一定の類型化を図って行うよう大阪府人権施策推進審議会から意見をいただきましたので、いただいた意見を踏まえ、裁量権を逸脱濫用することのないよう適切な運用を図ってまいります。  なお、インターネットの特性を踏まえた対応の迅速性を重視し、個別事案ごとに有識者への意見聴取は行わないこととしています。 |
| **4** | 「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示または助言の実施に関する指針（案）」に関して、条例第12条及び第13条を具体化するものとして賛同する。  「表現の自由」は保障されなければならないが、「差別する表現の自由」はないというのが私たちの基本姿勢である。  指針の「２　削除の要請等」において、「特定の個人若しくは当該個人により構成される集団又は府内の特定の地域」について規定が記されている。現在、インターネット上では、「ある特定の団体が特権を持ち優遇されている。そのため自分たちが搾取され苦しめられている」といったデマや偽情報が氾濫し、逆差別やレイシズムを煽るかたちとなっている。2021年　京都ウトロ地区で起こった事件で、犯人は「在日外国人には特権があり、優遇されている」といったネットでの偽情報をすべて鵜呑みにし、自身がコロナ禍で失職した鬱憤を在日コリアンに向け、放火するというヘイトクライムに及んだ。発端となったネット上でレイシズムを煽るような行為に対して、どのように対処していくのか、今後検討していくことが重要だと考える。  次に仮に被害を受けたとしても、自らインターネットを駆使しプロバイダに削除要請がおこなえる人たちは多くはない。今般、インターネットでの誹謗中傷・トラブル相談窓口として、「ネットハーモニー」が開設された。こういった取り組みを軸とし、府内における相談と支援のネットワーク構築が重要だと考える。 | （No.５とまとめ回答）  インターネット上の不当な差別的言動への対応については、改正した大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例及び今般策定する実施指針のもと、適切かつ効果的な運用を行うとともに、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の改正状況も注視してまいります。  また、大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」では、府内の行政機関及び各種相談機関と連携し、相談者の問題解決に向けた相談・支援を実施しているところです。また、施策を効果的に推進するためには、府民に身近な市町村が実施する諸施策との連携が不可欠であることから、従前より「人権相談」、「人材養成」、「人権啓発支援」の３つの事業を府と市町村の共同の取組として実施しており、こうした事業を通じ、市町村との連携を図ってまいります。  その他のご意見は、今後の参考といたします。  （No.４とまとめ回答） |
| **5** | 指針は条例第12条及び13条の規定を具体化するものとして基本的には賛同いたします。  特定の属性に対して「〇〇は××だ」と誹謗中傷したりする言動は、特定の個人に対してではなく集団にむけられたものだから名誉毀損にはあたらないが、集団等の規模が限定されており、その構成員が特定されている場合は、人格権の侵害につながるものとして、指針案では削除の要請等として対応されるものと理解していますが、「不当な一般化」による偏見・差別をなくすため、より踏み込んだ検討を強く要望します。その理由の一つは、指針案では対応されないものと解される「弱者のフリをした〇〇が数々の特権を享受し、私たちを苦しめている」等の「逆差別」をあおる言動です。社会的・経済的等の特定の集団等に対するデマや偽情報を発信してレイシズムをあおる行為に、どのように対応されるのかを別途検討していただくことを重ねて要望します。現在、総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」第三次とりまとめが示され、プロバイダ責任制限法も一部改正にむけた法案審議もスタートする予定と伺っています。ですが、第三次とりまとめの意見募集でも、前述の偽情報などによる「現代的なレイシズム」への対応は今後検討の参考にするとコメントしています。神奈川県相模原市の殺傷事件、大阪府茨木市の「コリア国際学園」の放火事件などヘイトクライムが発生した背景には、前述のような書き込みが、自らが犯した行為を正当化する言説につながっていることが大いに懸念されます。政府と連携をとってインターネット上の差別的書き込み等をなくすための方策等を今後も強化させていくためにも、大阪府としても積極的な対策を講じていただくよう要望します。 |
| **6** | 指針案及び「答申」に関して意見を述べます。自由意見として受け止めてください。  　指針案にある削除の要請等の対象となる「不当な差別的書込み」への対応に関しては、基本的には賛同します。その上で、答申６ページの記述等に関わって、ネット上の誹謗中傷等に係る被害者等から寄せられた「差別的な書き込み」等を集約、分析し、指針案に基づいて「削除の要請等の対策を講じた事案」、講ずることができなかった事案等を整理し、今後の懸案課題について審議・検証・検討し、新たな政策等の提案などにつなげていく仕組みが重要と考えます。改正条例に基づいて「削除の要請等」の取り組みを積み上げていくことも大切ですが、現行の法制度上では対応できない事案に関しては、今後の立法事実となる課題へと押し上げていくことが大切です。そのための相談等の事例の集約に関しては、府内各自治体とも連携をとって取り組むことが必要と考えます。  　また関連して、被害を受けた者を対象とした相談及び支援に関して、大阪府・府内各基礎自治体とどのようなネットワークを構築されるのか、基本的な考え方等について明らかにしてください。国・政府では「プロバイダ責任制限法」の一部改正で、被害者の保護・救済へ、プラットフォーム事業者に対する新たな規定を義務付けることを検討しています。そうした動向等もふまえつつ、インターネットリテラシーなど支援を必要とする被害者が泣き寝入りすることなく、救済・支援等を受けられるような仕組みや仕掛けづくりを、府内各自治体と連携をとって取り組んでいくことが大事です。 | 本指針の運用をはじめ府が行う施策については、大阪府人権施策推進審議会の意見もお聞きしながら、毎年度検証を行い、より適切かつ効果的に実施できるよう努めてまいります。  また、相談者の問題解決に向けた相談・支援にあたっては、府民に身近な市町村が実施する諸施策との連携が不可欠であることから、従前より「人権相談」、「人材養成」、「人権啓発支援」の３つの事業を府と市町村の共同の取組として実施しており、こうした事業を通じ、市町村との連携を図ってまいります。  インターネット上の不当な差別的言動への対応については、改正した大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例及び今般策定する実施指針のもと、適切かつ効果的な運用を行うとともに、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の改正状況も注視してまいります。  その他のご意見は、今後の参考といたします。  本指針の運用をはじめ府が行う施策については、大阪府人権施策推進審議会の意見もお聞きしながら、毎年度検証を行い、より適切かつ効果的に実施できるよう努めてまいります。  また、相談者の問題解決に向けた相談・支援にあたっては、府民に身近な市町村が実施する諸施策との連携が不可欠であることから、従前より「人権相談」、「人材養成」、「人権啓発支援」の３つの事業を府と市町村の共同の取組として実施しており、こうした事業を通じ、市町村との連携を図ってまいります。  なお、大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」では、ポータルサイト上の相談フォームやSNS（LINE）を利用した相談のほか、電話・ファックス、手紙や面接での相談にも対応するなど、様々なご事情のある相談者に寄り添った支援ができる体制を整えています。  インターネット上の不当な差別的言動への対応については、改正した大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例及び今般策定する実施指針のもと、適切かつ効果的な運用を行うとともに、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の改正状況も注視してまいります。  その他のご意見は、今後の参考といたします。 |
| **7** | 指針案に関して、基本的に賛同する立場から意見を述べます。  現在、改正条例に基づき、大阪府として「ネット上の誹謗中傷等に対応する相談」が整備されたところですが、被害者を迅速に支援するためには、府及び府内基礎自治体との「相談・支援ネットワーク」を構築し、連携強化を図るべきです。府内各市町村においても、被害者支援に取り組んでいただけるよう、インターネットに関する知識等を有した相談員の確保と育成・支援等を図ることが必要です。府内各市町村がそのような体制整備を図っていくためにも財政的な支援を強く要望するものです。ある関係者から「メール等で相談できる者は、自らの力で削除等の要請を行うことができるだろう。問題は、メールとか相談フォームに相談事案を簡潔にまとめて送ることが困難な者」とのご指摘をいただきました。私たちも同意見であり、そうしたインターネットリテラシー等の問題で支援を必要とする被害者への相談・支援にどう取り組むのかーといった視点で、相談体制の整備及び活動に取り組む者を育成・支援することと考えます。  　あわせて、府内いくつかの自治体でモニタリング活動が行われていますが、インターネット上の人権侵害等に対する網羅的な監視活動を充実・強化することは、いち早く「権利侵害情報」を発見・対応し、被害をより少なくすることができるものと考えます。そのこともあわせ、前述の府と府内各自治体の「相談・支援ネットワーク」構築に位置づけて取り組みを強化してください。  　広域的な役割と府民に身近な役割との役割分担でもあり、改正条例を具体化する重要な施策として問題提起します。 |
| **8** | 指針案には基本的に賛同する立場から意見を述べます。  　指針案をふまえた取り組みはもとより、改正条例に基づく施策等の進捗等に関わる意見です。指針案に基づいて「削除等の手立てを講じた案件」「講じなかった案件」、寄せられた相談の処理等に係る懸案課題などの審議にあたっては、当事者であるマイノリティの意見を反映させる仕組み等を講じてください。  　私たちは「差別投稿などは“表現の自由の濫用”であり、差別する表現の自由はない」が基本的な立場です。そんな中、特定する個人に対する直接的な差別的言動ではなくとも、共通する属性に係る偽情報やデマを発信して「差別」と「偏見」をあおり、助長させる行為は、ネット上で氾濫しています。その対応はまだまだこれからの課題です。改正条例と今回の指針案は、ネット上の差別的言動を防止する第一段階の取り組みでもあり、今後、より深化させていただきたいし、そのためには国に対する法制度の整備を求めていくことも重要です。障害者権利条約に基づく障害者基本法などの改正など、政策決定過程において当事者の果たした役割が大きかったことは周知のとおりです。改正条例の具体化、指針案に基づく施策の推進という時機にあって、当事者の意見を反映する機会と場づくり等についても、ぜひ検討していただきたい。 | インターネット上の不当な差別的言動への対応については、改正した大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例及び今般策定する実施指針のもと、適切かつ効果的な運用を行うとともに、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の改正状況も注視してまいります。  また、本指針の運用をはじめ府が行う施策については、大阪府人権施策推進審議会の意見もお聞きしながら、毎年度検証を行い、より適切かつ効果的に実施できるよう努めてまいります。  その他のご意見は、今後の参考といたします。 |